岩手県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第５項において読み替えて準用する同法第50条の２の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和８年９月18日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社グッドナース	盛岡市太田四丁目５番11号	訪問看護ステーション結いの手	訪問看護ステーション結いの手　矢巾	紫波郡矢巾町医大通二丁目７番７号　Ｃｏｃｏテラス Ｙ２階	令和８年６月１日

２　居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称		所在地	
		変更前	変更後		
医療法人青樹会	盛岡市小杉山15番３号	あかね会在宅介護支援センター	居宅介護支援事業所ケアプラザおおつち	上閉伊郡大槌町小鎚第14地割字蕨打直82番１	令和８年４月６日

３　介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社グッドナース	盛岡市太田四丁目５番11号	訪問看護ステーション結いの手	訪問看護ステーション結いの手　矢巾	紫波郡矢巾町医大通二丁目７番７号　Ｃｏｃｏテラス Ｙ２階	令和８年６月１日